

石川県公報

令和6年9月30日(月曜日)

号 外

(第57号)

目 次

公 告
○人事行政の運営等の状況

(人 事 課) 1

公 告

人事行政の運営等の状況

石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年石川県条例第8号)第6条の規定により、石川県の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表する。

令和6年9月30日

石川県知事 馳 浩

第1 人事行政の運営の状況

知事部局、教育委員会、警察本部などの各任命権者からの報告に基づき令和5年度の人事行政の運営の状況を公表します。一部、令和6年4月1日現在の状況を公表します。

1 職員数及び職員の任免に関する状況

本県では、より簡素で効率的・機動的な執行体制の構築を図る観点から定員管理に取り組んできたところです。より質の高い県民本位の行政サービスの提供に向けて、今後とも、業務のあり方を不断に見直すことにより、適正な定員管理を行います。

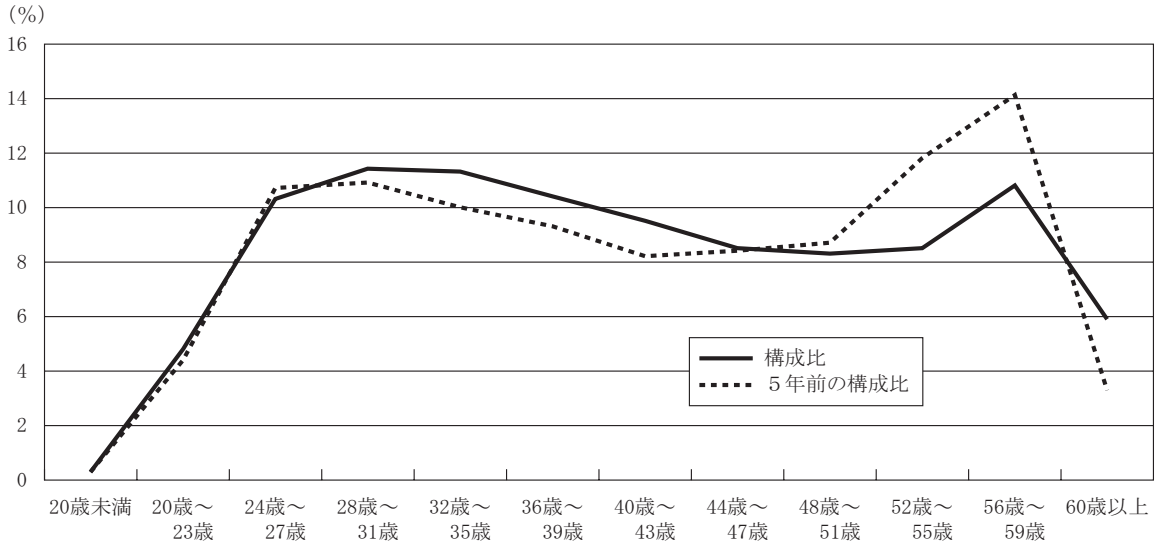
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和5年		
一 般 行 政 部 門	総務・企画等	823	822	1	能登半島地震からの復旧・復興、国民文化祭関連業務の終了等
	保健・福祉	737	711	26	能登半島地震からの復旧・復興、新型コロナウイルス関連業務の縮小等
	商工・労働	308	308	0	
	農水・土木	1,407	1,416	▲9	欠員不補充等
	小 計	3,275 (0)	3,257 (0)	18 (0)	
特 別 行 政 部 門	教 育 部 門	9,292	9,342	▲50	学級数の減等
	警 察 部 門	2,332	2,323	9	欠員補充等
	小 計	11,624 (0)	11,665 (0)	▲41 (0)	
会 公 計 営 企 業 部 門 等	病 院	1,191	1,175	16	欠員補充等
	そ の 他	89	87	2	欠員補充等
	小 計	1,280 (57)	1,262 (0)	18 (57)	
合 計		16,179 (57) [16,893]	16,184 (0) [16,745]	▲5 (57) [148]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、育児休業中の職員、派遣職員などを含み、臨時的任用職員又は非常勤職員は除いています。
 2 () 内は、会計年度任用職員(フルタイム)の職員数であり、外数です。
 3 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 41	人 769	人 1,663	人 1,851	人 1,826	人 1,688	人 1,545	人 1,373	人 1,348	人 1,369	人 1,748	人 958	人 16,179
構成比	% 0.3	% 4.8	% 10.3	% 11.4	% 11.3	% 10.4	% 9.5	% 8.5	% 8.3	% 8.5	% 10.8	% 5.9	% 100

(3) 職員数の推移

(単位:人)

年 度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一 般 行 政	3,293	3,263	3,272	3,294	3,257	3,275	▲ 18 (▲ 0.5%)
教 育	9,078	9,037	9,460	9,362	9,342	9,292	214 (2.3%)
警 察	2,338	2,331	2,330	2,333	2,323	2,332	▲ 6 (▲ 0.3%)
普 通 会 計 計	14,709	14,631	15,062	14,989	14,922	14,899	190 (1.3%)
公営企業等会計計	1,238	1,245	1,237	1,256	1,262	1,280	42 (3.3%)
総 合 計	15,947	15,876	16,299	16,245	16,184	16,179	232 (1.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

(4) 職員の任免の状況

令和5年度における職員の任免の状況は、次のとおりです。

	知事部局等	教育委員会	警察本部
昇 任	529 件	266 件	135 件
配 置 換	1,027	1,207	984
採 用	272	821	103
退 職	212	301	63
計	2,038	2,595	1,285

(注) 「知事部局等」には、知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び海区漁業調整委員会事務局を含みます(以下同じ)。

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2第1項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の人事評価を行っています。

また、職員の能力や勤務実績等を総合的に評価することを通じて配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図っています。

3 職員の給与の状況

地方公務員法では、職員の給与を決める際には、次の原則によることとされています。

- その職務と責任に応じたものとする
- 生計費を考慮すること
- 国や他の都道府県の職員とのつり合いがとれていること
- 民間企業に勤める人の給与とのつり合い、その他の事情を考慮すること

具体的には、県内民間企業の給与の実態や生計費などの調査に基づく人事委員会勧告を踏まえ、県議会の審議を経て条例で定めています。

(1) 人件費の状況（普通会計決算見込）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	1,109,226	652,501,500	2,735,650	125,140,929	19.2	20.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算見込）

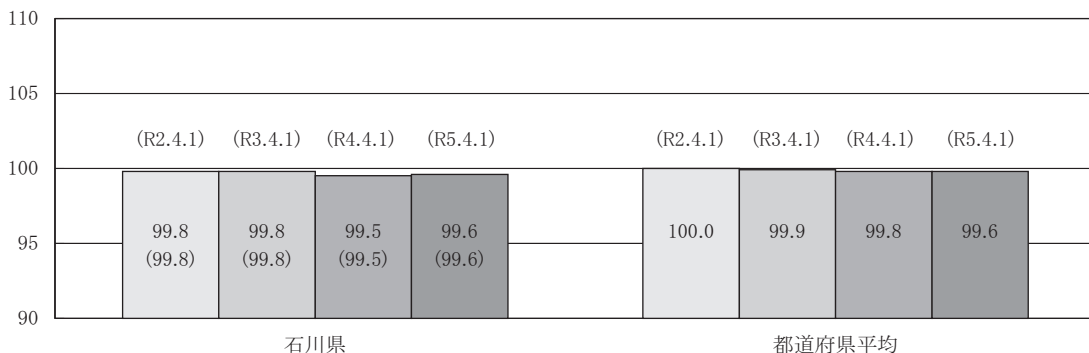
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 一人 当たり給与費 B/A	(参考) 令和4年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	14,377	58,563,039	11,191,778	23,246,136	93,000,953	6,469	6,819

(注) 1 職員手当には、退職手当を含んでいません。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。

3 給与費については、任期付短時間職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です（補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- 一般職の給与については、給与制度の総合的見直しを次のとおり実施（平成27年4月1日から実施）
- ・行政職については給料表の水準を平均2%引き下げるとともに、40歳代や50歳台前半層の昇給機会の確保の観点から5級及び6級について8号給の増設
 - ・行政職給料表以外の給料表（医療職給料表（一）を除く。）についても、所要の改定
 - ・再任用職員の給料月額については、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定
 - ・経過措置（現給保障）平成27年4月1日～平成30年3月31日
 - ・地域手当は、県内の支給地域である金沢市及び内灘町について、級地区分は6級地から7級地としたが、支給割合は変更なし
 - ・給料等の1.5%の減額支給措置の廃止（平成30年3月31日）
 - ・管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

ア 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
石 川 県	42.3 歳	322,951 円	430,218 円	356,264 円

イ 技能労務職

区 分	平均年齢	職 員 数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
石 川 県	55.2 歳	120 人	297,510 円	339,469 円	309,792 円
うち 用 務 員	60.6	3	269,500	280,350	269,500
うち自動車運転手	56.3	53	311,321	374,485	324,648
うち 守 衛	*	1	*	*	*
うち学校給食員	53.1	3	332,833	351,383	341,183

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人の場合は「アスタリスク（*）」としています。

ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	44.4 歳	367,393 円	410,406 円

エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
石 川 県	41.1 歳	349,114 円	384,286 円

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
石 川 県	37.4 歳	320,327 円	439,288 円	351,391 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(6) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		石 川 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	196,700 円	196,200 円
	高 校 卒	167,000	166,600
技 能 労 務 職	高 校 卒	164,400	—
	中 学 卒	147,500	—
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	220,200	—
	高 校 卒	177,600	—
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	220,200	—
	高 校 卒	177,600	—
警 察 職	大 学 卒	225,100	224,600
	高 校 卒	192,300	191,800

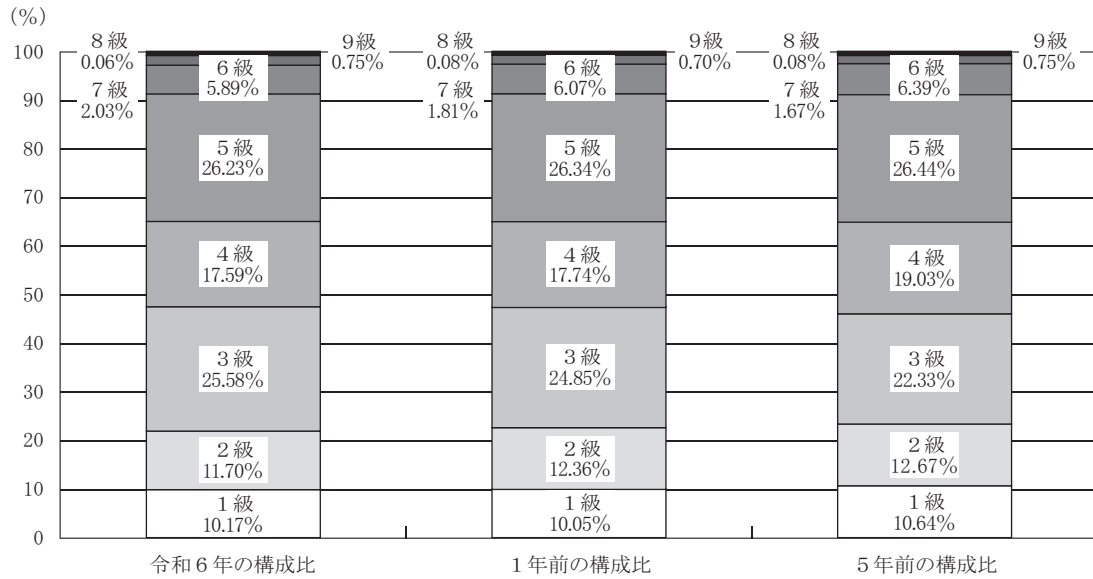
(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,146 円	363,791 円	385,846 円	395,909 円
	高 校 卒	232,930	308,657	350,017	379,038
技能労務職	高 校 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	307,200	320,433
	中 学 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
高等学校 教 育 職	大 学 卒	324,833	407,103	428,921	438,082
	高 校 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	322,563	391,948	415,706	423,099
	高 校 卒	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)	— (該当者なし)
警 察 職	大 学 卒	284,280	386,711	415,385	421,243
	高 校 卒	264,429	357,771	395,450	404,383

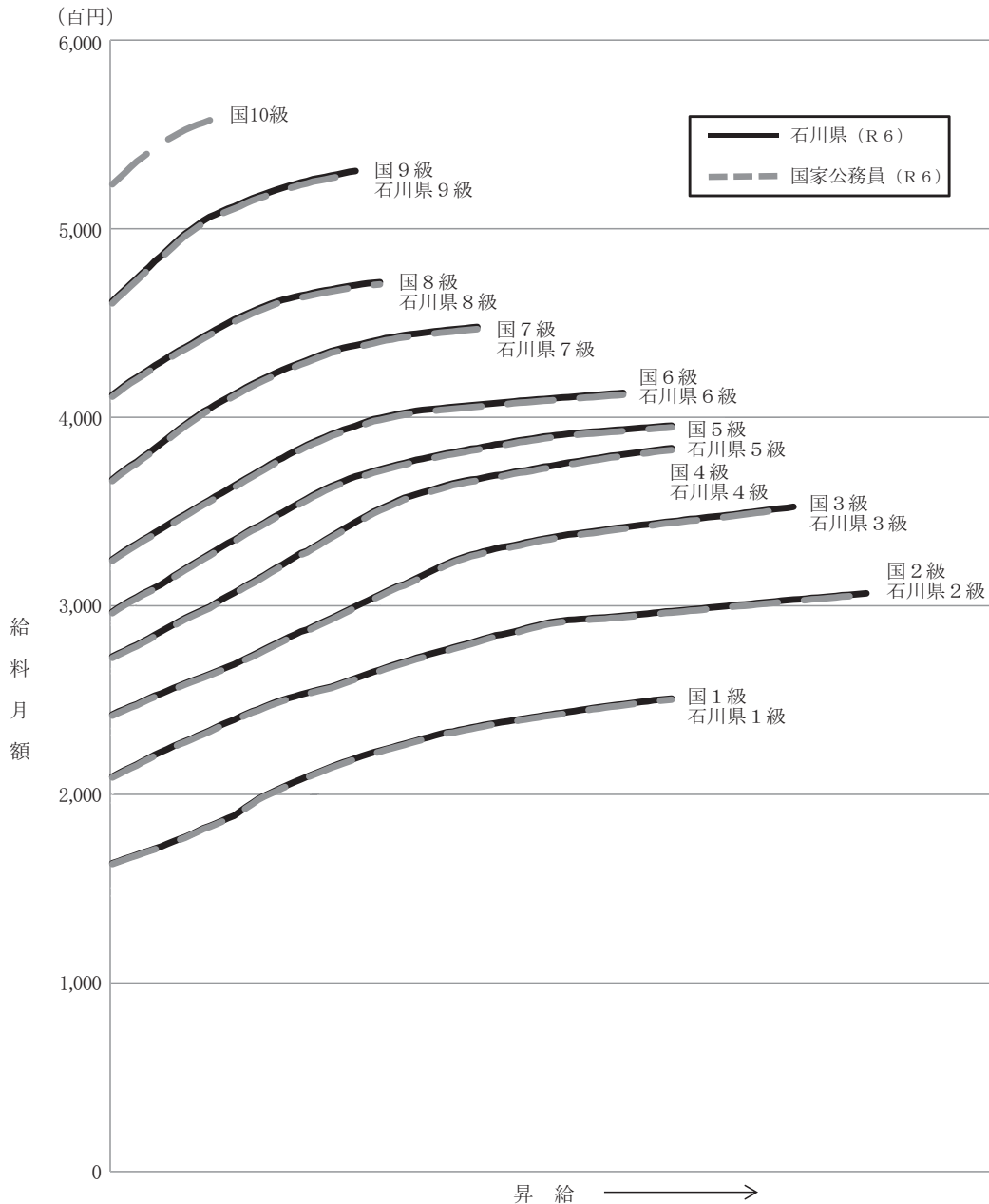
(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
9級	本庁の部長又は局長	27 人	0.75 %	461,000 円	530,200 円
8級	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長	2	0.06	411,300	471,100
7級	本庁の部次長又は局次長 本庁の困難な業務を行う課長	73	2.03	366,400	447,300
6級	本庁の課長又は担当課長	212	5.89	323,900	412,300
5級	課参事、課長補佐 困難な業務を行う主幹	944	26.23	296,100	394,900
4級	主幹、困難な業務を行う専門員又は主査	633	17.59	272,300	382,900
3級	専門員又は主査、主任主事又は主任技師	921	25.58	241,500	351,800
2級	主事・技師	421	11.70	208,500	305,900
1級	主事・技師	366	10.17	162,500	250,000

(注) 1 石川県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 基準となる職務とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(9) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(10) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	\		\	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(11) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県			国		
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,633千円			-		
(令和5年度支給割合)			(令和5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.45月分	2.05月分		2.45月分	2.05月分	
(1.375)月分	(0.975)月分		(1.375)月分	(0.975)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算 5~20%			・役職加算 5~20%		
・管理職加算 15~25%			・管理職加算 15~25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和5年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	\		\	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

石 川 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	4,499千円	22,787千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算見込)			1,079,866 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算見込)			131,147 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都特別区	20 %	32 人	20 %
大阪市	16	6	16
名古屋市	15	1	15
金沢市	3	8,141	3
内灘町	3	206	3
医師及び歯科医師	16	171	16
上記以外の市町	0	7,570	0
平均支給率	1.77	—	1.77
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.6 (99.6)

(注) 「国の制度 (支給率)」の欄の平均支給率は、企業会計等を除く普通会計から給与を支給されている一般職の職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算見込)			670,346 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算見込)			124,878 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度見込)			41.0 %
手当の種類 (手当数)			42
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 決算見込)
県税事務手当	県税の賦課及び徴収業務に従事する職員	主として県税の賦課及び徴収等	16,041千円
消防訓練業務手当	消防学校に勤務する職員	消防訓練業務 (実技訓練に限る。)	248千円
社会福祉業務手当	保健福祉センター、こころの健康センターの社会福祉業務の現業従事者等	社会福祉業務の現業等	18,407千円
	児童相談所に勤務する児童福祉司、児童心理司、保健師等	児童の一時保護業務等	
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜保健衛生業務	4,156千円
	家畜保健衛生所等に勤務する職員	種雄牛・豚の精液採取等のため、種雄牛・豚を御する作業	
感染症防疫等作業手当	対象業務に従事する職員	感染症予防法に規定する感染症患者等の救護、看護等の作業、付着物の処理作業	日額 300円
		H I V又はC型肝炎ウイルス感染症患者等への注射、抜歯等の作業 (県営病院勤務者に限る。)	日額 230円
		口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザのまん延防止のために行う家畜のと殺、死体の焼却、埋却、畜舎等の消毒作業	日額 380円 (口蹄疫まん延防止のために行う牛のと殺、豚熱まん延防止のために行う豚のと殺 日額 760円)

		豚熱のまん延防止のために行う野生イノシシの死体の運搬、埋却、捕獲現場等の消毒作業		日額 290円
		狂犬病予防法等に規定する抑留、捕獲、咬こう傷犬の診断、引取り処分の作業		日額 300円 (捕獲作業は800円)
衛生検査業務等手当	保健所、病院、保健環境センター等に勤務する臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら臨床検査業務又は衛生検査業務	1,048千円	月額 7,000円
	病院に勤務し、臨床検査業務又は衛生検査業務に従事する職員	死体解剖の補助作業		1体 3,500円
	保健所に勤務する保健師	HIV抗体検査の採血業務		日額 230円
機能訓練業務手当	中央病院又はリハビリテーションセンターに勤務する理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師等	機能訓練業務		月額 7,000円 (あん摩マッサージ指圧師 月額 5,000円)
放射線業務手当	病院、保健所等に勤務する診療放射線技師及び診療エックス線技師等	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業	158千円	月額 給料の8/100 (管理職手当受給者5/100) (保健所等職員 日額 1,400円)
	工業試験場に勤務する職員	エックス線照射による試験研究業務		日額 230円
診療業務手当	本庁健康福祉部、病院、保健所、リハビリテーションセンター等に勤務する医師、歯科医師	診療又は医学的判定事務	7,803千円	月額 50,000円～70,000円
結核患者等接触業務手当	病院、保健所等に勤務する職員	結核患者の診療、看護、病原菌検査等結核患者又は結核菌に接触する業務	22千円	看護師 日額 220円 医師等 日額 180円
夜間看護等業務手当	病院に勤務する看護師等	深夜(午後10時後翌日午前5時前)業務		深夜の勤務時間により 1回 2,150円～7,300円
分べん業務手当	病院に勤務する医師	分べん業務	1,480千円	1回 10,000円
看護職員等处遇改善手当	中央病院に勤務する看護師等、こころの病院に勤務する看護補助者又は泉こども園に勤務する職員		885千円	月額 3,200円～11,200円
精神保健福祉活動業務手当	保健所等に勤務する職員	精神障害者の鑑定の立会い又は護送の業務	116千円	日額 300円
	保健所に勤務する保健師等	在宅精神病患者の訪問指導		日額 230円
有毒薬物等取扱作業手当	農林総合研究センター、県営病院等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に規定する毒物又は劇物を使用して行う化学的試験研究、病害虫防除、滅菌又は調剤の作業等	1,161千円	日額 230円
職業訓練業務手当	産業技術専門校又は障害者職業能力開発校に勤務する職員	職業訓練業務及び随時補助	10,740千円	月額 給料の10/100 (管理職手当受給者4/100) (随時補助する職員 日額 230円)

潜水作業手当	水産総合センター等に勤務する職員又は警察職員	潜水作業	13千円	潜水深度により 1時間 310円～1,500円
漁労指導等作業手当	漁業調査指導船、漁業取締船又は警察警備艇に乗船する職員	漁労若しくはその指導、漁業取締り又は海上警備等の作業	508千円	日額 300円
用地取得等交渉業務手当	用地取得の業務に従事する職員	土地の取得等に係る現地における交渉又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る現地における交渉(土地の取得等に係る交渉に該当するものを除く。)の業務で知事が定めるもの	1,896千円	日額 1,000円 (深夜 1,500円)
特殊現場作業手当	土木部、農林水産部、消防保安課等に勤務する職員	地上又は水上5m以上の足場の不安定な箇所、40度以上の急傾斜で高低差10m以上の箇所等の特殊現場における調査、測量等の作業、トンネルの坑内でトンネル掘り作業に関する調査、測量、監督又は検査の作業、工事現場において爆発物を取り扱う作業、土砂の崩落、雪崩若しくは落石の危険が現存する箇所又は防護措置をしてもなおそのおそれのある箇所における測量、調査、監督又は検査の作業、交通を遮断することなく行う道路の測量、調査、監督、検査又は維持補修作業、火薬類や高圧ガスの製造施設又は火薬庫の保安検査、立入検査等の作業、ダム本体内で行う点検作業、ダム湖の水面上で行う流木等の除去作業又は堆積土砂等の調査作業等、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法において行う除雪作業で、除雪車による除雪作業及び午後5時後翌日午前6時前における作業、暴風雪、大雪警報発令下での排雪等の作業、豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある公共土木施設における巡回監視、応急作業等、豪雨等異常な自然現象により、重大な災害が発生するおそれがある現場において行う知事が認める作業	8,747千円	日額 200円～1,080円
特殊現場作業手当 (技能労務職員)	水産総合センターに勤務する技能労務職員	内水面増殖作業(水中において行う淡水魚の選別又は取揚げ、採卵等の作業)(10月1日から3月31日までの期間に限る。)	—	日額 300円
港湾管理等業務手当	港湾事務所又は土木総合事務所に勤務する職員	船舶に乗り込み行う、港湾の区域内の管理又は監督の業務	58千円	日額 230円
航空業務手当	航空機に搭乗する職員	操縦業務、捜索救難、災害発生状況等の調査等	5,671千円	搭乗1時間 1,900円～5,100円
捜査等作業手当	警察職員	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	35,549千円	日額 560円

犯罪鑑識業務手当	警察職員	指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学等の知識を利用する犯罪鑑識作業	1,749千円	犯罪現場に臨場しての作業 日額 560円 その他 日額 280円
交通捜査取締業務手当	警察職員	道路上における交通事件事故の捜査、交通取締り等の作業	12,390千円	日額 250円～1,260円
遭難救助等作業手当	警察職員	災害対策本部、石油コンビナート等現地防災本部が設置され、又は災害救助法が適用された災害のうち暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波、火山爆発又は大規模な火事による災害が発生した場合における遭難者等の捜索救助等の作業	249千円	業務内容により 日額 640円～1,680円
遭難救助等作業手当 (東日本大震災等に対処するための特例)	警察職員	東京電力福島第一原子力発電所及び特定原子力事業所周辺での作業	—	業務内容により 日額 660円～40,000円
		遭難救助等作業手当の一部加算	—	業務内容により 日額 840円～1,680円
看守業務手当	警察職員	留置施設又は保護室等における収容者の看守業務、被疑者等の護送作業	5,117千円	日額 270円
死体取扱作業手当	警察職員	人の死体の検視又は見分等の作業	27,898千円	1 体 1,600円又は3,200円
		人の死体の解剖の補助又は立会作業		1 体 3,200円
警ら業務手当	警察職員	警ら又は巡回連絡等の作業	46,481千円	無線警ら車による警ら 日額 420円 その他 日額 340円
夜間特殊業務手当	交替制勤務を行う警察職員	深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行う警ら等の業務	75,364千円	勤務時間により 勤務1回 410円～1,100円
爆発物等処理作業手当	警察職員	爆発物、特殊危険物質等に対して行う識別、認定作業、搬送解体作業等	—	処理1件あたり 5,200円 特殊危険物質による被害の危険区域内作業 日額 250円
核原料物質輸送警備業務手当	警察職員	核原料物質を輸送する車両等に追従し、又は先導して行う輸送警備業務	—	日額 640円
緊急呼出捜査等業務手当	警部以下の警察官又は警察官以外の警察職員	突発的に発生した捜査業務、交通取締業務等に従事するため、正規の勤務時間に引き続かない時間に、緊急の呼出しを受けて勤務することを命ぜられた場合で、従事した時間帯の一部又は全部が午後9時後翌日午前5時前の間であるとき	1,752千円	1回 1,240円
国外犯罪捜査情報収集業務手当	警察職員	犯罪捜査のため、日本国外の著しく危険な地域において行う情報収集業務	—	日額 1,100円
身辺警衛等業務手当	警察職員	天皇若しくは皇族の身辺警衛又は内閣総理大臣、国賓等の身辺警護の業務	634千円	日額 640円又は1,150円
銃器犯罪捜査等業務手当	警察職員	防弾装備を着装し、武器を携帯して行われる犯人逮捕等の業務	—	業務内容により 日額 820～1,640円

多学年学級担当手当	教育職員	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当し、当該学級の授業又は指導に従事	1,567千円	3以上の学年編成の授業又は指導 日額 350円 2の学年編成の授業又は指導 日額 290円
特殊授業手当	全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が夜間制の定時制課程の勤務を行う場合又は夜間制の定時制課程の勤務を本務とする教育職員が全日制課程若しくは昼間制の定時制課程の勤務を行う場合		187千円	1時間 1,000円
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級、2級又は1級である者	学校の管理下において行う非常災害時における児童又は生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務等	297,137千円	日額 7,500円又は8,000円
		修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの		日額 5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額 5,100円
		学校の管理下において行う部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は正規の勤務時間が4時間以内の日に行うもの		日額 2,700円
教育業務連絡指導手当	教育職員のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等で、その職務が困難であるとして教育委員会が定める業務に従事する職員及びこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会が定める職員		82,867千円	日額 200円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算見込)	3,287,447千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算見込)	775千円
支給実績(令和4年度決算)	2,510,705千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	438千円

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算見込)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		1,278,268千円	248,594円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合	異なる	○借家等居住者 ・家賃が月額27,000円以下の場合 家賃-16,000円 ・家賃が月額27,000円超の場合	907,061千円	317,710円

	合 (家賃-22,000円) ×1/2+12,000円 (最高支給限度額 28,000円)		合 (家賃-27,000円) ×1/2+11,000円 (最高支給限度額 28,000円)		
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 60,000円) ・運賃相当額が60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が60,000円超 60,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合：定期券の最長通用期間(6か月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合：1か月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1か月 2,200円～51,100円	異なる	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 55,000円) ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1か月 2,000円～31,600円	1,248,042千円	103,417円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円～137,700円 再任用職員 16,800円～115,900円	同じ		927,389千円	663,843円
初任給調整手当	○専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難な職員に支給 (医師・歯科医師) 採用後35年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 勤務する地域、採用からの年数に応じて 月額415,600円～17,700円 (獣医師) 採用後15年以内の期間、採用から1年経過ごとにその額を減じて支給 ・支給額 採用からの年数に応じて 月額50,300円～5,800円	異なる	獣医師を支給対象としている	58,247千円	1,820,219円
特勤手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地4%、2級地8%、3級地12%、4級地16%、5級地20%、6級地25%	同じ		1,811千円	301,833円

へき地手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する教員及び職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 準ずる地域4%、1級地8%、2級地12%、3級地16%、4級地20%、5級地25%			22,225千円	505,114円
休日勤務手当	○休日における正規の勤務時間内に勤務を命ぜられた職員の勤務した時間に対して、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 135/100	同じ		458,789千円	549,448円
夜間勤務手当	○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		144,108千円	169,939円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,200円～31,500円	同じ		340,903千円	299,827円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		1,026千円	93,273円
定時制通信教育手当	○高等学校の定時制・通信制に勤務する教育職員に支給 ・給料月額額の6～7% (管理職手当受給者は5%)			36,412千円	308,576円
産業教育手当	○実習を伴う農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する高等学校の教員及び実習助手に支給 ・給料月額額の6～7% (定時制通信教育手当受給者は4%)			44,404千円	326,500円
農林漁業普及指導手当	○農業、林業及び水産業の普及指導事業に従事する職員(普及指導員)に支給 ・行政職給料表の職務の級に応じて 月額16,000円～20,000円 (管理職手当受給者を除く。)			17,980千円	227,595円
義務教育等教員特別手当	○小中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に支給 ・職務の級及び号給に応じて 月額 2,000円～8,000円			505,635千円	64,420円
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤するこ	同じ		70,134千円	400,766円

	とが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100~2,500km)に応じて月額8,000円~70,000円加算)				
在宅勤務等手当	○住居その他これに準ずる場所で、3か月以上継続して、1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 ・月額 3,000円	同じ			
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回当たり 3,000円~18,000円	同じ		97,069千円	69,484円
災害派遣手当	○災害応急対策若しくは災害復旧又は復興計画の作成等のため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円~6,620円	同じ		-	-
武力攻撃災害等派遣手当	○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円~6,620円	同じ		-	-
特定新型インフルエンザ等対策派遣手当	○特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、県内に派遣され、住居を離れその地に滞在する職員に支給 ・滞在期間及び滞在施設に応じて 1日につき 3,970円~6,620円	同じ		-	-

(12) 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	910,000 円 (1,300,000 円)
	副 知 事	1,020,000 円
報 酬	議 長	910,000 円
	副 議 長	860,000 円
	議 員	780,000 円

期 末 手 当	知 副 議	知 議	事 長 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分
	知 副 議	知 議	事 長 員	(令和5年度支給割合) 3.40月分
退 職 手 当	知		事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 130万円×在職月数×50/100 15,600,000円 任期毎 (31,200,000円)
	副	知	事	102万円×在職月数×36/100 17,625,600円 任期毎

- (注) 1 知事の給料については、30%減額しており、()内は減額前の金額です。
 2 知事の期末手当額は、上記支給割合により計算された額の30%を減額して支給しています。
 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。
 4 知事の退職手当の見込額は、上記の支給割合により計算された額の50%を減額した額です。

4 公営企業職員の状況

水道用水供給事業

(1) 職員給与費の状況

決算(見込)

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 5,192,228	千円 98,333	千円 475,994	% 9.2	% 8.0

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 令和4年度の都道府県 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 53	千円 201,260	千円 69,731	千円 80,130	千円 351,121	千円 6,625	千円 6,834

- (注) 1 職員手当には退職給付費を含んでいません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含んでいません。

(2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
石 川 県	45.6 歳	338,000 円	573,129 円
団 体 平 均	44.2 歳	358,409 円	568,568 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含んでいます。

(3) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石 川 県	一 般 行 政 職	団 体 平 均
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,484千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,597千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,606千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分	

(1.375)月分 (0.975)月分	(1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

石 川 県			一 般 行 政 職			団 体 平 均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 13,145千円
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分	
1人当たり平均支給額	一千円	17,263千円	1人当たり平均支給額	5,239千円	22,666千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、退職者が少ないため過去5年間の平均額です。

なお、一般行政職については、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算見込)				3,710千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算見込)				112,436円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)	
金 沢 市	3%	18%	3%	
内 灘 町	3	0	3	
上記以外の市町	0	38	0	

エ 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算見込)		1,797千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算見込)		47,300円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度見込)		67.9%		
手当の種類(手当数)		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度 決算見込)	左記職員に対する 支給単価
特殊現場作業手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	地上又は水面上5m以上の足場の不安定な箇所におけるダム、橋りょう、水門等の作業、ダム又は洪水時の取水ダムにおける除じん作業、高圧活線作業等の特殊な現場における作業	1,634千円	日額 200円～1,080円
用地取得等交渉業務手当	水道用水供給事業の業務に従事する企業職員	現地において行う用地取得の交渉業務	17千円	日額 1,000円
夜間水道業務手当	水道事務所に勤務する職員	正規の勤務時間による勤務が深夜(午後10時後翌日午前5時前)において行われる水道機器の運転、保守、監視等の業務	146千円	1回 1,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算見込)	37,311千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算見込)	811千円
支給実績(令和4年度決算)	16,773千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	390千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度 決算見込)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和5年度 決算見込)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・父母等 6,500円 (行政職給料表9級職員等については、配偶者、父母等支給なし) ・満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子 1人 5,000円加算	同じ		5,450千円	236,954円
住居手当	○借家等居住者 ・家賃が月額22,000円以下の場合 家賃-10,000円 ・家賃が月額22,000円超の場合 (家賃-22,000円) ×1/2+12,000円 (最高支給限度額 28,000円)	同じ		4,127千円	275,103円
通勤手当	○交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ア 1か月当たりの支給額 (最高支給限度額 60,000円) ・運賃相当額が60,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が60,000円超 60,000円 イ 支給方法 支給単位期間に応じ支給単位期間の最初の月の給料支給日に一括して支給 (支給単位期間) ・定期券を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 定期券の最長通用期間(6か月限度)に相当する期間 ・回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的な場合: 1か月間 ○交通用具等を使用している職員 距離に応じて支給 1か月 2,200円~51,100円	同じ		5,613千円	114,551円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 ・支給額 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて、 25,000円~137,700円 再任用職員 16,800円~115,900円	同じ		5,264千円	658,050円

初任給調整手当	○特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別な事情があると認められる職に新たに採用される職員に対して支給	同じ		—	—
特地勤務手当	○生活の著しく不便な地に所在する事業所に勤務する職員に支給 ・支給額 給料及び扶養手当の合計額に勤務する地域の級地に応じた支給割合を乗じて得た額 1級地4%、2級地8%、3級地12%、4級地16%、5級地20%、6級地25%	同じ		—	—
夜間勤務手当	○深夜(午後10時後翌日午前5時前)に正規の勤務時間として勤務をした時間について、時間外勤務手当と同様の計算により支給 ・割増率 25/100	同じ		427千円	53,334円
宿日直手当	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う機器等の監視、管理を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・1回4,950円	異なる	○正規の勤務時間以外の時間、休日及び特別休暇日において、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視等を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 ・勤務施設、用務内容及び勤務時間に応じて 1回2,200円～31,500円	1,806千円	106,247円
寒冷地手当	○毎年11月から翌年3月までの各月の初日において寒冷地域等に在勤する職員に支給 ・職員の世帯等の状況に応じて 月額7,360円～17,800円	同じ		—	—
単身赴任手当	○公署を異にする異動等により住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、異動等の前の住居から通勤することが困難と認められる者のうち、単身で生活することを常況とする職員に支給 ・月額 30,000円 (職員の住居と配偶者の住居との距離(交通距離100～2,500km)に応じて月額8,000円～70,000円加算)	同じ		360千円	360,000円
在宅勤務等手当	○住居その他これに準ずる場所で、3か月以上継続して、1か月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給 ・月額 3,000円	同じ			
管理職員特別勤務手当	○管理職手当を支給されている職員が、(1)臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合、(2)災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給 ・管理職手当支給区分及び勤務時間に応じて 勤務1回当たり 3,000円～18,000円	同じ		1,000千円	125,038円

5 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の勤務時間は、原則として次のとおりですが、通勤混雑の緩和等を図るため時差通勤を実施しています。

勤 務 時 間	8 : 30 ~ 17 : 15
休 憩 時 間	12 : 00 ~ 13 : 00

(注) 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員(病院、各種施設、学校、警察本部等)は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇の取得状況

職員の主な休暇は、次のとおりです。

なお、職員の休暇は、石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和32年石川県条例第38号)及び石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和32年石川県人事委員会規則第4号)により定められています。

区 分	期 間	令和5年(度)の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
年 次 休 暇	1 暦年につき20日	平均取得日数 11.9日	平均取得日数 14.0日	平均取得日数 人 14.5日
夏 季 休 暇	1 暦年につき5日以内	平均取得日数 4.6日	平均取得日数 4.9日	平均取得日数 5.0日
ボランティア休暇	1 暦年につき5日以内	取得者 15人	取得者 9人	—
家族の看護休暇	原則、1 暦年につき5日以内	取得者 1,043人	取得者 2,579人	取得者 632人
育 児 時 間	1 日 2 回 各45分以内	取得者 116人	取得者 93人	取得者 15人
病 気 休 暇	原則、90日以内	取得者 321人	取得者 1,444人	取得者 57人
介 護 休 暇	6月以内	取得者 3人	取得者 6人	取得者 1人

(注) 病気休暇及び介護休暇の取得者数は、令和5年度に休暇を開始した者の人数です。

6 休業に関する状況

職員の休業制度は、次のとおりです。

なお、職員の休業制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)等の法律、条例及び規則により定められています。

(1) 育児休業等の取得状況

区 分	期 間	令和5年度の取得状況等			
		知事部局等	教育委員会	警 察 本 部	
令和5年度中に子が出生した職員数	—	男	100 人	204 人	117 人
		女	100	221	25
		計	200	425	142
育 児 休 業	子が3歳に達する日まで	男	72	78	66
		女	100	221	24
		計	176	299	90
部 分 休 業	子が小学校就学の始期に達する日まで	男	4	5	—
		女	45	64	7
		計	49	69	7
育 児 短 時 間 勤 務	子が小学校就学の始期に達する日まで	男	1	4	—
		女	12	5	—
		計	13	9	—

(注) 育児休業等の取得者数は、令和5年度に休業等を開始した者の人数です。

(2) 修学部分休業等の取得状況

区 分	期 間	令和5年度の取得状況		
		知事部局等	教育委員会	警察本部
修学部分休業	2年以内	3人	—人	—人
高齢者部分休業	55歳に達した日の属する年度の翌年度 4月1日以降	—	1	—
自己啓発等休業	大学等課程の履修 原則2年以内 国際貢献活動 3年以内	1	1	—
配偶者同行休業	3年以内	1	1	1

(注) 修学部分休業等の取得者数は、令和5年度に休業を開始した者の人数です。

7 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し、又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため長期休養をする場合又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を休職とすることができます。

令和5年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
知事部局等	2人	—人	42人	—人	44人
教育委員会	—	—	62	—	62
警察本部	—	—	4	—	11
計	—	—	108	—	108

(2) 懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反した場合又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

令和5年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
知事部局等	—人	—人	3人	—人	3人
教育委員会	2	1	1	2	6
警察本部	1	1	1	—	3
計	3	2	5	2	12

8 服務の状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員には、地方公務員法第35条の規定に基づき、その勤務時間中において職務に専念する義務がありますが、法律又は条例に特別の定めがある場合は、その免除が認められています。

令和5年度における職務専念義務免除の状況は、次のとおりです。

職 務 専 念 義 務 免 除 理 由	令和5年度の免除件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合 (教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第22条第2項に規定する場合等)	—人	19人	15人
厚生に関する計画の実施に参加する場合(健康管理事業等への参加)	2,270	1,524	1,149

公務災害補償に関する審査を申し立て、又はその審査に出頭する場合	—	—	—
職員団体の代表者として、当局と交渉を行う場合	84	11	—
勤務条件に関する措置を要求し、又はその審理に出頭する場合	—	—	—
国又は地方公共団体の公務員としての職若しくは、その他の団体の役員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	—	3	—
県が設立に参画し、その運営に当たって必要な援助を与えることとされている公社、団体等の職員を兼ね、その職に属する事務を行う場合	161	11	—
人事委員会が特に適当と認める場合（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等）	96	308	1,164
計	2,612	1,568	2,328

(注) 教育委員会の項の件数には、県費負担教職員の数は含んでいません。

(2) 営利企業等の従事に関する許可

職員は、地方公務員法第38条第1項及び第2項の規定に基づき、その職員の占めている職位と当該業務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがなく、かつその業務に従事しても職務の遂行に支障がないと認める場合その他地方公務員法の精神に反しないと認められる場合に限り、任命権者の許可を得て、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て他の事業若しくは事務に従事することができます。

なお、令和5年度の許可件数は、次のとおりです。

知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
34 件	45 件	4 件

(注) 教育委員会の項の件数には、県費負担教職員の数は含んでいません。

9 退職管理の状況

地方公務員法が一部改正（平成28年4月1日施行）され、職員の退職管理に関する規定が設けられたことに伴い、石川県職員の退職管理に関する条例（平成28年石川県条例第5号）を制定したほか、職員の退職管理の適正を確保し、職務の公正な執行及び公務に対する県民の信頼を確保していくため、以下の取り組みを行っています。

(1) 地方公務員法における規制概要

再就職者が、離職前の職務に属する契約等事務（契約のほか、許認可等の行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第2号に規定される処分を含む。）について、職員に対して依頼等を行うことが禁止されています。

依頼等は、原則として離職前5年間の職務に属する契約等事務のうち再就職先等と関連があるものについて、離職後2年間禁止されており、違反した場合には、刑事罰等が科されます。

なお、離職前に部長の職にあった者は、部長に就任して以降の職務に属する契約等事務が規制の対象となっています。

(2) 条例等における規制概要

地方公務員法による規制に加え、条例等により以下の規制を導入しています。

○離職前に課長以上であった元職員に対して、課長以上の職に就任して以降の職務に属する契約等事務のうち再就職先等と関連があるものについて、離職後2年間、依頼等を行うことを禁止

○離職前に課長以上であった元職員であって、離職後2年経過していない者（離職後に県に再度任用される者等を除く。）に対して、再就職状況の届出を義務付け

○元職員から届出のあった内容については、取りまとめて、県のホームページにおいて公表

10 研修の状況

職員の資質及び能力の向上を図り、行政需要に的確に対応できる職員を養成し、もって効率的で県民に信頼される行政の推進に資することを目的に、次のとおり研修を実施しています。

令和5年度職員研修実施状況

(1) 知事部局等

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の 延べ人数
能力開発研修	政策形成研修、中堅女性職員キャリア支援研修、ネゴシエーションスキル向上研修、説明力向上研修、文書作成力向上研修、データの見方・活かし方研修	645
階層別研修	初任者研修、2年目フォローアップ研修、5年目キャリアデザイン研修、新任係長研修、新任GL研修、新任課長補佐研修、新任課長研修、再任用職員研修	1,316
ナレッジ研修	法制執務講座、公益法人会計講座、はじめての議会用務実務講座	150
情報化研修	ホームページ担当者研修、ホームページ承認・管理者研修、DX推進サポーター育成研修	138
派遣研修	自治大学校派遣研修、専門技術派遣研修、海外派遣研修、民間企業等長期派遣研修	33
計		2,282

(2) 教育委員会

区 分	内 訳 (主なもの)	受講者の 延べ人数	
基 本 研 修	初任者研修	初任者共通研修 (石川の学校教育、人権教育、安全教育、働き方改革、ストレスマネジメント、主権者教育、コミュニケーション、危機管理、ふるさと教育)、初任教諭研修 (学習指導、道徳教育、特別活動、学級経営、キャリア教育、生徒指導等)、新規採用養護教諭研修、新規採用栄養教諭研修、新規採用寄宿舎指導員研修 (54講座)	2,757
	3年目研修	3年目共通研修 (生徒指導、服務、いじめ不登校の未然防止、特別支援教育、キャリア教育等)、3年目教諭研修 (学習指導等)、3年目養護教諭研修、3年目栄養教諭研修 (12講座)	770
	6年目研修	6年目共通研修 (生徒指導、人権教育、学年・学級経営)、6年目教諭研修 (学習指導等)、6年目養護教諭研修、6年目栄養教諭等研修 (16講座)	717
	中堅教諭等資質向上研修	中堅共通研修 (最新の教育事情、人権教育)、中堅教諭等資質向上研修 (学習指導、生徒指導、学校組織マネジメント等)、中堅養護教諭資質向上研修、中堅栄養教諭等資質向上研修 (33講座)	1,334
	21年目研修	21年目養護教諭研修、21年目栄養教諭等研修 (2講座)	7
組 織 力 向 上 研 修	学校マネジメント力養成研修	学校マネジメント力養成研修 (1講座)	102
	教科指導リーダー養成研修	全体研修、実践ゼミ、外部派遣研修、教科別研修 (小学校国語・社会・算数・理科・外国語、中学校国語・数学・理科・外国語、高等学校数学・理科・保健体育・工業、特別支援学校) (4講座)	268
	学力向上推進研修	学力向上推進研修 (1講座)	286
職 務 別 研 修	管理職研修	校長研修、副校長研修、教頭研修、部主事研修、管理職選択研修 (10講座)	675
	主任等研修	新任主任等研修、新任教務主任研修、新任研究主任研修、新任保健主事研修、生徒指導主事研修、進路指導主事研修 (中高特) (7講座)	883
	担当者研修	外国語教育指導者 (ALT) 研修、教育相談担当者研修、健康・安全教育担当者研修、複式教育担当者研修、道徳教育推進教師研修、キャリア教育担当者研修 (小)、人権教育担当者研修 (含 拉致被害者問題)、若手研修コーディネーター研修 (高特)、日本語指導担当者研修 (12講座)	1,504
	特別支援教育担当者研修	特別支援コーディネーター研修、特別支援学級担当者研修、通級指導教室担当者研修 (7講座)	841

研特別	G I G Aスクー ル対応研修	G I G A校長研修、G I G A副校長・教頭・部主事研修、G I G A校内研 修推進リーダー研修、新たな授業づくり研修、端末活用基礎スキル研修（5 講座）	1,437
希望 研修	教科等研修	教科別研修Ⅰ（54講座）、教科別研修Ⅱ（14講座）	1,341
	教育課題研修	教師力向上、人権教育、学校安全、学習指導、生徒指導、特別支援教育、 I C T利活用（38講座）	1,797
	教育実践研修	優秀・マスター教員に学ぶ、若手教員早期育成プログラム対応研修（2講座）	324
資 質 向 上 特 別 研 修	派遣研修	中央派遣研修、企業派遣研修、産業教育研修（3講座）	161
	担当者養成研修	カウンセラー教員養成研修、特別支援教育相談員養成研修、教育相談対応 力向上研修（3講座）	54
	ステップアップ 研修	児童生徒理解と生徒指導、授業改善プランの作成等（1講座）	18
	指導改善研修	指導改善のための1年間の研修（1講座）	2
自主研修サポート	指導主事派遣サポート、金大連携サポート	3,876	
G I G Aサポート	G I G A出前サポート	876	
合 計			20,030

(3) 警察本部

区 分		内 訳（主なもの）	受講者の 延べ人数
警 察 大 学 校		警察運営科、警部任用科、研究科、課長補佐任用科、教官養成科、専科、指 定職種任用科、国際警察センター、法科学研修所等	人 72
管 区 警察学校	中部管区	警部補任用科、巡査部長任用科、係長任用科、主任任用科、専科	84
	そ の 他	専科	24
石 川 県 警 察 学 校		初任科、初任補修科、一般職員初任科、専科等	419
マネジメント研修		企業派遣研修	0
計			599

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、令和5年度の状況は、次のとおりです。

区 分	主 な 項 目	対 象 者 等	実 施 状 況		
			知事部局等	教育委員会	警 察 本 部
健 康 管 理 事 業	定 期 健 康 診 断	全 職 員	2,965 人	2,075 人	1,274 人
	特殊業務従事者健康診断	特 殊 業 務 従 事 者	1,401	—	638
	各種生活習慣病健康診断	希 望 職 員 等	3,573	2,441	—
	各種健康管理研修	指 定 職 員 等	311	68	111
そ の 他	生涯生活設計セミナー	指 定 年 齢 職 員	120	131	231

(注) 健康管理事業における教育委員会の項の職員数には、県費負担教職員の数は含んでいません。

(2) 共済組合制度の状況

社会保険制度の一環として相互救済による共済組合制度を実施しており、令和5年度の主な事業の状況は、次のとおりです。

この財源は、職員（組合員）の掛金と事業主である地方公共団体の負担金で賄われています。

ア 保健事業

主 な 項 目	対 象 者	実 施 状 況		
		地方職員共済組合	公立学校共済組合	警察共済組合
人 間 ド ッ ク	希 望 職 員 等	2,630 人	4,051 人	1,175 人
女 性 が ん 検 診	希 望 職 員	128 人	1,786 人	127 人
保 養 所 等 利 用 助 成	職 員 、 家 族	5 件	—	—

イ 給付事業

区 分	主 な 内 容	給 付 の 状 況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
保 健 給 付	療 養 の 給 付 高 額 療 養 費 出 産 費	128,859 件	1,499,047 千円	227,255 件	2,702,162 千円	69,840 件	723,079 千円
給 休 付 業	傷 病 手 当 金 育 児 休 業 手 当 金	1,637 件	279,148 千円	3,201 件	576,103 千円	481 件	70,715 千円
給 災 付 害	災 害 見 舞 金	3 件	3,440 千円	10 件	7,135 千円	3 件	1,239 千円
附 加 給 付 等	出 産 費 附 加 金 傷 病 手 当 金 附 加 金 一 部 負 担 金 払 戻 家 族 療 養 費	1,052 件	36,842 千円	2,541 件	78,130 千円	491 件	17,005 千円
	計	131,551 件	1,818,477 千円	233,007 件	3,363,530 千円	70,815 件	812,038 千円

(3) 公務災害の認定状況

令和5年度に、職員が公務遂行中及び通勤中に負傷したり、公務が原因となって疾病を発症したりするなど公務上の災害として認定した件数は、次のとおりです。

区 分	知 事 部 局 等	教 育 委 員 会	警 察 本 部
公 務 災 害 認 定	24 件	98 件	43 件
通 勤 災 害 認 定	8 件	1 件	— 件

第2 人事委員会の業務の状況

人事委員会から報告された令和5年度の業務の状況について公表します。

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用候補者試験の状況

ア 職員採用候補者試験の実施日程(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

試 験 名	試 験 公 告	受 付 期 間	試 験 の 実 施 期 日 及 び 場 所		1 次 合 格 発 表	最 終 合 格 発 表
			第 1 次 試 験	第 2 次 試 験		
大 学 卒 程 度 (総合土木先行枠)	3月1日	3月1日 ～ 3月20日 正午	4月16日 (県地場産業振興センター)	6月1日 (県庁舎)	5月10日	6月28日
大 学 卒 程 度	5月10日	5月10日 ～ 5月31日 正午	6月18日 (県立金沢二水高校) (東京文具共和会館) (国民會館武藤記念ホール)	7月24日 7月25日 7月26日 7月27日 7月28日	7月12日	8月18日

				7月31日 8月1日 (県庁舎)		
大学卒程度 (特別募集)	8月28日	9月7日) 9月29日 正午	10月15日 (県地場産業振興センター)	11月28日 (県庁舎)	11月14日	12月12日
職務経験者	7月4日	7月31日) 8月29日	9月24日 (県立金沢桜丘高校) (都道府県会館)	11月13日 (県庁舎)	10月27日	12月11日
高校・短大卒程度 短大卒程度 臨床検査技師 保育士 司書 就職氷河期	7月4日	7月31日) 8月29日	9月24日 (県立金沢桜丘高校) (県立七尾高校)	10月26日 10月27日 (県庁舎)	10月13日	11月16日
障害者対象	7月4日	7月31日) 9月15日	10月22日 (野々市市交遊舎) (七尾商工会議所)	11月27日 (県庁舎)	11月15日	12月11日
警察官 A	5月10日	5月17日) 6月12日 正午	7月9日 (県立金沢伏見高校) (LMJ東京研修センター) (天満研修センター)	8月28日 8月29日 8月30日 8月31日 (県庁舎) (警察学校)	8月1日	9月15日
警察官 B	7月4日	7月31日) 8月29日	9月17日 (県立金沢西高校) (県立七尾東雲高校)	10月21日 10月31日 11月1日 (県庁舎) (警察学校)	10月6日	11月16日

イ 職員採用候補者試験の実施結果

試験名	試験区分	採用 予定 人員 (公告時)	第1次試験							第2次試験		最終 合格者 数	最終 倍率
			申込者 数	申込倍 率	受験者 数	受験率	合格者 数	一次 倍率	受験者 数	受験率			
			式	a	b	b/a	c	c/b	d	c/d	e		
単位	人程度	人	倍	人	%	人	倍	人	%	人	倍		
大学卒程度 (総合土木 先行枠)	総合土木	5	14	2.8	13	92.9	11	1.2	10	90.9	8	1.6	
大学卒程度	行政	51	217	4.3	168	77.4	100	1.7	92	92.0	73	2.3	
	心理	3	7	2.3	5	71.4	5	1.0	5	100.0	3	1.7	
	精神保健福祉士	1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—	
	福祉	4	10	2.5	6	60.0	6	1.0	6	100.0	4	1.5	
	農学(農業・畜産)	8	20	2.5	16	80.0	15	1.1	13	86.7	9	1.8	
	林学	6	6	1.0	6	100.0	5	1.2	5	100.0	5	1.2	
	水産	4	14	3.5	10	71.4	8	1.3	8	100.0	4	2.5	
総合土木	18	17	0.9	13	76.5	9	1.4	9	100.0	6	2.2		

	建築	1	3	3.0	0	—	0	—	0	—	0	—
	造園	1	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	0	—
	電気	1	3	3.0	1	33.3	1	1.0	0	—	0	—
	総合化学	5	8	1.6	6	75.0	5	1.2	4	80.0	3	2.0
	保健師	8	4	0.5	3	75.0	3	1.0	3	100.0	3	1.0
	管理栄養士	2	10	5.0	8	80.0	4	2.0	4	100.0	3	2.7
	少年警察補導員	1	2	2.0	2	100.0	1	2.0	1	100.0	1	2.0
	警察工学	1	2	2.0	2	100.0	2	1.0	2	100.0	1	2.0
	計	115	324	2.8	247	76.2	165	1.5	153	92.7	115	2.1
大学卒程度 (特別募集)	林学	4	8	2.0	4	50.0	3	1.3	3	100.0	3	1.3
	総合土木	9	6	0.7	3	50.0	1	3.0	1	100.0	0	—
	総合化学	2	6	3.0	5	83.3	2	2.5	2	100.0	2	2.5
	保健師	5	14	2.8	8	57.1	7	1.1	5	71.4	5	1.6
	計	20	34	1.7	20	58.8	13	1.5	11	84.6	10	2.0
職務経験者	行政	7	43	6.1	36	83.7	13	2.8	12	92.3	10	3.6
	行政(情報)	6	6	1.0	5	83.3	5	1.0	5	100.0	4	1.3
	福祉	1	4	4.0	3	75.0	3	1.0	3	100.0	1	3.0
	林学	1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	総合土木	3	4	1.3	4	100.0	4	1.0	3	75.0	2	2.0
	造園機械	1	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
	計	20	61	3.1	51	83.6	28	1.8	26	92.9	18	2.8
高校・短大 卒程度	行政	4	33	8.3	26	78.8	12	2.2	9	75.0	7	3.7
	小中学校事務職員A	8	30	3.8	26	86.7	16	1.6	15	93.8	8	3.3
	小中学校事務職員B	3	7	2.3	7	100.0	6	1.2	6	100.0	4	1.8
	計	15	70	4.7	59	84.3	34	1.7	30	88.2	19	3.1
短大卒程度	総合土木	2	1	0.5	1	100.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0
臨床検査技師	3	10	3.3	7	70.0	6	1.2	5	83.3	3	2.3	
保育士	3	4	1.3	4	100.0	4	1.0	4	100.0	3	1.3	
司書	1	29	29.0	22	75.9	3	7.3	2	66.7	2	11.0	
就職氷河期	行政	若干名	92	—	67	72.8	10	6.7	10	100.0	6	11.2
障害者対象	行政	5	33	6.6	28	84.8	10	2.8	7	70.0	4	7.0
	小中学校事務職員	1	8	8.0	4	50.0	2	2.0	2	100.0	0	—
	計	6	41	6.8	32	78.0	12	2.7	9	75.0	4	8.0
警察官A	警察官A ※1	37	174	4.7	134	77.0	113	1.2	83	73.5	40	3.4
	警察官A(武道指導)	1	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	1	1.0
	女性警察官A	5	52	10.4	37	71.2	25	1.5	14	56.0	6	6.2
	警察官A(サイバー・デジタル)	若干名	7	—	4	57.1	4	1.0	3	75.0	0	—
	計	43+若干名	234	5.3	176	75.2	143	1.2	101	70.6	47	3.7
警察官B	警察官B ※1 ※2	18	75	4.2	61	81.3	53	1.2	54	101.9	20	3.1
	警察官B(武道指導)	1	1	1.0	1	100.0	1	1.0	1	100.0	0	—
	女性警察官B	3	27	9.0	22	81.5	17	1.3	16	94.1	8	2.8
	警察官B(サイバー・デジタル)	若干名	3	—	3	100.0	3	1.0	3	100.0	0	—
	計	22+若干名	106	4.7	87	82.1	74	1.2	74	100.0	28	3.1
合計		255 +若干名	1,020	4.0	786	77.1	504	1.6	436	86.5	264	3.0

(注) ※1 第2次試験の警察官A区分の受験者数及び最終合格者数には、警察官A(サイバー・デジタル)区分との併願を含みます。警察官Bについても同様です。

※2 第1志望が石川県の者についての数値です。

(2) 職員の選考採用の状況

令和5年度における職員の選考採用の状況は、次のとおりです。

ア 職員の任用に関する規則(昭和27年人事委員会規則第4号)第5条第1号から第7号まで関係

職		選 考 人 員			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
組織上の地位	部長級	2人	—人	—人	2人
	次長級	2	—	—	2
	課長級	—	2	—	2
	担当課長級	4	2	—	6
	課参事級	—	—	1	1
	課長補佐級	—	6	—	6
	主幹級	1	—	—	1
	係長級	6	12	—	18
	主任主事	3	—	—	3
	主任技師	4	—	—	4
	主事	—	3	—	3
警察官の階級	警視	—	—	2	2
	警部	—	—	6	6
	警部補	—	—	6	6
	巡査部長	—	—	2	2
	巡査	—	—	1	1
計		22	25	18	65

イ 職員の任用に関する規則第5条第8号から第11号まで関係

職		選 考 人 員			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	計
医師		32人	—人	—人	32人
薬剤師		5	—	—	5
獣医師		3	—	—	3
看護師		54	—	—	54
助産師		5	—	—	5
診療放射線技師		3	—	—	3
作業療法士		1	—	—	1
学芸員		3	—	—	3
保育士		5	—	—	5
海技士		2	—	—	2
埋蔵文化財専門調査員		—	3	—	3
航空整備士		—	—	1	1
計		113	3	1	117

(注) 医師については、委任を受けた任命権者が実施しています。

ウ 特定任期付職員の採用

職		選 考 人 員			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	計

組織上の地位	部 長 級	1 人	— 人	— 人	1 人
--------	-------	-----	-----	-----	-----

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

石川県人事委員会では、令和5年10月19日、石川県議会議長及び石川県知事に対し、次のとおり給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行いました（報告及び勧告全文については、石川県人事委員会ホームページに掲載してあります。）。

(1) 令和5年4月の公民の給与較差に基づく給与改定分

ア 〈月 例 給〉 民間給与が職員給与を上回っていることから、初任給を始め若年層に重点を置いた給料月額改定（改定率+0.95%）

初任給調整手当の改定

イ 〈期末・勤勉手当〉 年間支給割合の改定（+0.10月：4.40月分→4.50月分）

ウ 〈実 施 時 期〉 条例の公布の日

(2) 今後の検討課題（報告）

ア 人材の確保及び育成等

イ 仕事と生活の両立支援（ワーク・ライフ・バランスの推進）

ウ メンタルヘルス対策の推進等

エ 長時間労働の是正

オ 高齢期の雇用問題

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度における係属件数は、ありません。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

令和5年度における係属件数は、ありません。

